

ソウル市家族センター個人情報取扱方針

ソウル市家族センターで取扱う全ての個人情報は個人情報保護法第3条等、関連法令上の個人情報保護規定を遵守し、収集・保存・利用する。ソウル市家族センターでは（以下「ソウル市センター」）個人情報保護法により、利用者の個人情報保護及び権益を保護する個人情報と関連した利用者の苦情を円滑に処理できる様、次の様な処理方針で運営する。この個人情報処理方針は施行日から適用され、法令及び方針による変更内容の追加、削除及び訂正がある場合はホームページ公示事項を通し公示する。

第1条(個人情報の利用目的、利用及び保存期間、保安措置)

1.個人情報の利用目的

ソウル市センターは所管業務遂行及び民願処理等を目的に最低限の個人情報を収集しており、各部署で運営する所管ホームページに掲載し、情報主体が確認できる様に案内する。

- 一 利用者登録及び管理、サービス申請：サービス利用意志確認、サービス提供による本人識別・認証、制限的な本人確認制施行に基づく本人確認、サービス利用資格の維持・管理、サービス不定利用防止、満14才未満の児童の個人情報取扱時法廷代理人の同意可否確認、各種公示・通知、苦情処理、サービス利用履歴管理、緊急状況の対処、重要事項に対する公示、要求及び満足度調査等の目的で個人情報を利用する。
- 二 ボランティア管理：ボランティアの募集、教育、配置、VMS登録情報管理（ボランティア活動内容及び実績、認証書発給）等、ボランティア管理センターの業務遂行に必要な個人情報を利用する。
- 三 運営委員会、訪問委員会運営：運営委員会の構成及び運営に必要な個人情報とセンター運営規定による、広域機関家族サービスの質向上と改善の為に訪問委員会運営に必要な個人情報を利用する。
- 四 講師管理：教育、相談等の運営に必要な講師募集、選抜、謝礼費支給、前歴照会等に必要な個人情報を利用する。
- 五 職員管理：新規職員採用に必要な個人情報を利用する。雇用契約に含まれた個人情報を賃金支給、福祉提供、教育申請等の為に利用する。出入システムにより職員の出入情報が記録され、事業案内、業務連絡等の為に職員の名前、部署、職位、電話番号、FAX番号、メールアドレス等が公開される。
- 六 民願及び苦情処理：利用者の民願及び苦情処理の為に民願事項確認、事実調査の為に連絡・通知、処理結果通知等の目的で個人情報を利用する。
- 七 ホームページ管理：会員加入の意志確認、サービス提供による本人識別・認証、会員資格維持・管理、制限的な本人確認制施行に基づく本人確認、サービスの不正利用防止、満14才未満の児童の個人情報取扱時法廷代理人の同意可否確認、各種公示・通知、苦情処理等を目的に個人情報を利用する。
- 八 後援管理：後援金及び後援物品の管理、領収証発給等の業務に必要な個人情報を利用する。

2.個人情報利用及び保存期間

- 一 ソウル市センターでは取扱う個人情報収集・利用目的で明示した範囲内で処理し、個人情報保護法及び関連法令で定める保存期間を遵守し履行する。
- 二 ソウル市センターは法令による個人情報の保存・利用期間又は情報主体から個人情報を収集時に同意を得た個人情報の保存・利用期間内に個人情報を利用・保存する。

順番	区分	運営根拠/利用目的	個人情報ファイル名	保存期間
1	利用者管理、サービス申請	個人情報保護法第15条（個人情報の収集・利用）1項2号、個人情報保護法第23条（敏感情報の利用制限）2号、個人情報保護法第24条（固有識別情報の利用制限）1項2号利用者登録及び管理、サービス申請	・必須項目：氏名、生年月日、住所、連絡先、Eメール、職業、家族関係、サービス利用情報、出身国 ・選択項目：家族相談サービス	サービス終了後5年までの情報
2	ボランティア管理	ボランティア活動確認書発給	・氏名、住所、連絡先、Eメール	
3	運営委員会、訪問委員会運営	民願事務処理に関する法律施行令第8条 委員会活動経歴証明書及び会議費支給	・履歴書、身分証の写し、通帳の写し	
4	講師管理	民願事務処理に関する法律施行令第8条 講師経歴証明書発給、講師費支給、前歴照会	・履歴書、通帳の写し、経歴証明書、資格証の写し、身分証の写し、犯罪経歴照会回報書	主体の個人情報保存及び利用期間拒否要請があるまで
5	職員管理	民願事務処理に関する法律施行令第8条 所得税法第143条職員管理及び保険加入、経歴証明書発給	・新規職員採用に必要な個人情報：履歴書、自己紹介書、成績証明書、資格証の写し・雇用契約に含まれた個人情報・職員の出入情報、業務網の接触記録、広報、業務連絡の為に職員の名前、部署、職位、電話番号、FAX番号、Eメールアドレス	
6	民願及び苦情処理	民願事務処理に関する法律施行令第8条 民願事務処理に関する法律施行規則第2条 民願申請及び処理管理	氏名、住所、連絡先、Eメール	3年
7	ホームページ管理	通信秘密保護法/新規サービス開発及びカスタマーサービス提供、統計学的特性によるサービス提供	IP住所、クッキー、MAC住所、ID及びパスワード、Eメールアドレス、情報主体の資格情報、サービス利用記録、訪問記録、不良利用記録等	会員脱退時まで
8	CCTV映像情報処理管理	施設安全及び火災予防	CCTV映像情報撮影物	撮影時から30日

順番	区分	運営根拠/利用目的	個人情報ファイル名	保存期間
9	後援管理	社会福祉法人及び社会福祉施設財務・会計規則第4章の2 後援金の管理	後援者及び非後援者の氏名、連絡先、口座番号、後援種類、後援金額、後援方法、生年月日等、後援関連業務処理の為に必要な個人情報等	後援撤回時まで

3. ホームページで運営する保安措置

- 一 ホームページの保安又は持続的なサービスの為の<ソウル市センター>は、ネットワークトラフィックの統制はもちろん、不法な情報を変更する等の試みを検出する為の色々な保安プログラムを運営する。
- 二 <ソウル市センター>が運営するホームページのリンク又はバナーをクリックし外部機関ホームページに移動する場合、該当ホームページは該当するサイトで掲示した個人情報取扱方針が適用されるので、ホームページの個人情報取扱方針に注意する。

第2条(個人情報の第3者提供)

1.<ソウル市センター>が収集・保存している個人情報は利用者の同意なしに第3者には提供されず、次の場合には個人情報を第3者に提供され得る。

- 一 情報主体から別途の同意を得た場合
- 二 法律に特別な規定があったり法令上の義務を遵守する為に避けられない場合
- 三 情報主体又はその法定代理人が意思表示ができない状態にあったり、住所不明等の事前同意を受けられない場合で明白な情報の主体又は第3者の差し迫る命、身体、財産の利益の為に必要だと認定される場合
- 四 統計作成及び学術研究等の目的の為に必要な場合で、特定個人が分からない形態で個人情報を提供する場合
- 五 個人情報を目的以外の用途に利用したり、それを第3者に提供しなければ他の法律で定められた所管業務を遂行できない場合で、保護委員会の審議・議決を経た場合
- 六 条約、それ以外の国際協定の履行の為に外国政府又は国際機関に提供が必要な場合
- 七 犯罪の捜査と控訴の提起及び維持の為に必要な場合
- 八 裁判所の裁判業務遂行の為に必要な場合
- 九 刑及び監護、保護処分等の執行の為に必要な場合

2.<ソウル市センター>が個人情報を第3者に提供する場合、次の項目を情報主体に知らせ同意を受ける。

- 一 個人情報の提供を受ける者
- 二 個人情報の提供を受ける者の個人情報利用目的
- 三 提供する個人情報の項目
- 四 個人情報の提供を受ける者の個人情報保存及び利用期間
- 五 同意を拒否する権利があると言う事実、及び同意拒否による不利益がある場合にはその不利益の内容

第3条(個人情報取扱の委託に関する事項)

1.<ソウル市センター>は原則的に利用者の同意なしに該当個人情報の取扱を他人に委託しない。但し個人情報の利用目的範囲内、又は利用者の同意を得た委託契約時、個人情報保護関連法規の遵守、個人情報に関する第3者提供の禁止及び責任負担等を明確に規定する。

2.<ソウル市センター>は原則的に利用者の個人情報を第1条(個人情報の処理目的)で明示した範囲内で取扱い、利用者の事前同意なしに本来の範囲を超えて利用したり第3者に提供しない。

3.<ソウル市センター>は円滑な個人情報業務取扱の為に次の様に個人情報処理業務を委託する。

連番	システム名	委託企業	委託担当者	委託業務内容	委託期間
1	FAMILYSEOUL HOMEPAGE	SKUNKWORKS STUDIO	担当者：Myungjik Kim 010-4189-9144	システムメンテナンス及び運営	メンテナンス期間
2	HANULTARI HOMEPAGE				

第4条(情報主体と法定代理人の権利・義務の行使方法)

1.情報主体はいつでも次の各号の個人情報保護関連権利を行使できる。

- 一 個人情報の閲覧要求
- 二 エラー等がある場合の訂正要求
- 三 削除要求
- 四 利用の停止要求

2.第1項による権利行使は個人情報保護法施行規則別紙第8号書式により作成後、書面、電子メール、FAX等を通しする事ができ、<ソウル市センター>は取扱う利用者個人情報について遅滞なく措置する。

3.情報主体が個人情報のエラー等についた訂正又は削除を要求する場合には、訂正又は削除を完了するまで該当個人情報を利用したり提供できない。

4.第1項による権利行使は情報主体から委任を受けた場合等、代理人を通し提出されなければならない。この場合個人情報保護法施行規則別紙第11号書式による委任状を提出しなければならない。

5.個人情報の閲覧及び利用停止要求は個人情報保護法第35条第4項、第37条第2項に基づき、情報主体の権利が制限される事がある。

6.個人情報の訂正及び削除要求は、他の法令でその個人情報が収集対象として明示されている場合にはその削除を要求できない。

7.情報主体の権利による閲覧の要求、訂正・削除の要求、利用停止の要求時、閲覧等を要求した者が本人であるか正当な代理人であるかを確認しなければならない。上記事項による権利行使は情報主体の法定代理人か情報主体から委任を受けた者等、代理人を通してすることができる。

*[個人情報保護法施行規則別紙第8号]個人情報（閲覧、訂正・削除、利用停止）要求時

*[個人情報保護法施行規則 別紙第11号]委任状

第5条（個人情報自動収集装置の設置・運営及び寄付に関する事項）

1.<ソウル市センター>ホームページ等を運営するにあたり、該当サーバーにより利用者コンピューターに少量の'クッキー'情報が保存されることがあり、それにより利用者は個人情報自動収集装置に対して拒否する権利を行使する事ができる。

※ウェブブラウザ上段の [ツール] > [インターネットオプション] > 個人情報メニューの [高級] > クッキー遮断設定

第6条（個人情報の破棄手順及び方法）

1.<ソウル市センター>は原則的に個人情報利用目的が達成された個人情報は遅延なく破棄する。但し他の法令より保存しなければならない場合にはそうしない。

2.破棄手順

-<ソウル市センター>は個人情報の保存期間が経過した場合、個人情報破棄計画を樹立し破棄する。個人情報の利用目的達成、該当サービスの廃止、事業の終了等、その個人情報が不必要になった時には、保存期間の経過または利用目的が達成された後、内部方針及び関連法令により破棄する。

3.破棄期間及び破棄方法

- 一 電子ファイル形態の場合：個人情報を削除後、復旧及び再生されない様、ローレベルフォーマット等の方法を利用し破棄。
- 二 電子ファイルの形態以外の記録物、印刷物、書面、それ以外の記録媒体の場合：該当部分を完全破棄（焼却・シュレッダー等）

第7条（個人情報の安全性確保措置）

1.<ソウル市センター>は次の様に安全性確保が必要な技術的、管理的、物理的措置をしなければならない。

- 一 「個人情報の安全性確保措置基準」（行政安全部公示）による内部管理計画を樹立及び施行する。
- 二 個人情報取扱者は必ず必要な人員を最小化し、指定管理し定期的に教育を実施する。
- 三 個人情報を取扱うデータベースシステムに対する接近権限の付与、変更、抹消などの個人情報に対する接近を統制、及び侵入遮断システムと侵入防止システムを利用して外部からの無断接近を統制する。
- 四 個人情報取扱システムに接続した記録（ウェブログ、要約情報等）を最低1年以上保管、管理する。
- 五 利用者の個人情報は暗号化され保存及び管理されなければならない。また重要なデータは保存及び送信時に暗号化して使用する等、別途保安機能を使用する。
- 六 ハッキングやコンピューターウイルスによる個人情報流出及び毀損を防ぐ為に保安プログラムを設置し、定期的に更新・点検をしなければならず、外部からの接近を統制された区域にシステムを設置し技術的、物理的に監視及び遮断する。

第8条（権益侵害の救済方法）

1.情報主体は下記の機関に対し個人情報の侵害について被害救済、相談等を問い合わせる事ができる。<ソウル市センター>の自主的な個人情報不満処理、被害救済結果についてのより詳しい助けが必要な場合、下記の機関に問い合わせる事ができる。

- 一 韓国インターネット振興院個人情報侵害申告センター <http://www.privacy.kisa.or.kr/> : 局番なし 118
- 二 個人情報紛争調停委員会 <http://www.kopico.go.kr/> : 02-2100-2499
- 三 大検察庁サイバー捜査科 <http://www.spo.go.kr/> : 1301
- 四 警察庁サイバー安全局 <http://cyberbureau.police.go.kr/> : 局番なし 182

2.'個人情報保護法,第35条（個人情報の閲覧）、第36条（個人情報の訂正・削除）、第37条（個人情報の利用停止等）の規定による要求について公共機関の長が行った処分、又は不作為の権利又は利益の侵害を受けた者は行政審判法が定めるところにより行政審判を請求できる。

※行政審判についての詳細事項は中央行政審判委員会(<http://www.simpan.go.kr/>) 参考

3.個人情報保護及び取扱いに関する問い合わせは、韓国インターネット振興院が運営する118顧客センターを利用し相談する事ができる。

※電話問合せ：局番なし118（ARS内線2番）、Eメール問合せ privacylean@kisa.or.kr

第9条（個人情報の閲覧請求）

1.情報主体は個人情報保護法第35条により個人情報の閲覧請求を下記の部署にすることができ、<ソウル市センター>は情報主体の個人情報閲覧請求を迅速に処理しなければならない。

※個人情報閲覧請求の受付・取扱部署：企画総括チーム【電話番号 02-318-8160, FAX 070-7469-0228】

2.情報主体は第1項の閲覧請求の受付・取扱部署以外に、行政安全部の‘個人情報保護総合ポータル’ウェブサイトを通して個人情報の閲覧請求をできる。

※個人情報保護総合ポータル(www.privacy.go.kr) > 個人情報民願 > 個人情報の閲覧等を要求 (公共L_PINを通した実名認証が必要)

第10条 (個人情報保護責任者の連絡先)

区分	部署名	氏名	役職	連絡先	
個人情報保護責任者	-	Woojung Hong	センター長	電話: 070-7467-8180 Eメール: sfamilyc@hanmail.net FAX: 070-7469-0228	
分野別個人情報の保護責任者	運営/詰問委員会 職員管理 民願及び苦情処理 映像情報取扱機器管理	事務局	Yookyung Shin	事務局長	電話: 02-318-8160 Eメール: sfamilyc@hanmail.net FAX: 070-7469-0228
	利用者管理 サービス申請 講師管理 相談者管理 民願及び苦情処理	家族サービス課	Hanna Im	課長	電話: 02-318-8168 Eメール: sfamilyc@hanmail.net FAX: 070-7469-0228
	ホームページ管理 サービス申請 ボランティア管理 民願及び苦情処理 講師管理 後援管理	センター支援課	Yunjeong Lee	課長	電話: 02-318-8167 Eメール: sfamilyc@hanmail.net FAX: 070-7469-0228
	個人情報保護業務负责人	企管総管組	Hwanhee Park	前任チーム員	電話: 02-318-8160 Eメール: sfamilyc@hanmail.net FAX: 070-7469-0228

※人事異動等による個人情報取扱者の業務が変更された場合には移管措置を徹底し遂行し、個人情報に対する接近権限を変更又は抹消する。

第11条 (映像情報取扱機器の設置・運営)

1.<ソウル市センター>は下記の様に映像情報取扱機器を設置・運営する。

- 映像情報取扱機器設置根拠・目的：<ソウル市センター>の施設安全・火災予防
- 設置台数、設置位置、撮影範囲：機関1,2階ロビー等、主要施設を撮影範囲として2台設置
- 管理責任者、担当部署及び映像情報に対する接近権限者：企画総括チーム チーム長
- 映像撮影時間、保管期間、保管場所、取扱方法

- ①撮影時間：24時間撮影
- ②保管期間：撮影時から30日
- ③保管場所及び取扱方法：企画総括チーム映像情報取扱管理機器保管・取扱

- 映像情報の確認方法及び場所：管理責任者 (企画総括チーム電話番号02-318-8160, FAX070-7469-0228)に要求
- 情報主体の映像情報閲覧等の要求に対する処置：個人映像情報閲覧・存在確認の請求書を申請しなければならず、情報主体自身が撮影された場合、又は明白な情報主体の生命・身体・財産利益の為に必要な場合に限り、閲覧を許可する。
- 映像情報保護の為に技術的・管理的・物理的措置：内部管理計画の樹立、接近統制及び接近権限の制限、映像情報の安全な保存・電送技術の適用、取扱記録の保管及び偽・変造防止措置、保管施設の準備及びロック装置等の措置をとる。

第12条 (個人情報取扱方針の変更)

1.この個人情報取扱方針は2023年5月31日から適用される。